

## 独立した第三者保証報告書

2024年10月28日

トヨタ紡織株式会社

代表取締役社長 白柳 正義 殿

KPMG あづさサステナビリティ株式会社

東京都千代田区大手町一丁目9番7号

ディレクター

長坂 芳充



当社は、トヨタ紡織株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が会社の <https://www.toyotaboshoku.com/jp/sustainability/environment/>以下に作成した「環境マネジメント」、「ライフサイクルGHGネットゼロ」及び「カテゴリー別環境データ」ウェブページ(以下、「環境ウェブページ」という。)に記載されている 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までを対象とした  マークの付されている環境パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

### 会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準(以下、「会社の定める規準」という。環境ウェブページに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

### 当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主として環境ウェブページ上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手續と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手續が含まれる。

- 環境ウェブページの作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内子会社 1 社における現地往査及び海外子会社 1 社に対する現地往査の代替的な手續としての質問及び証憑等の文書の閲覧
- 指標の表示の妥当性に関する検討

### 結論

上述の保証手続の結果、環境ウェブページに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

### 当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客觀性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性並びにその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質マネジメント基準第 1 号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準並びに適用される法令及び規則の要件の遵守に関する方針又は手續を含む、品質マネジメントシステムをデザイン、適用及び運用している。

以上